

お知らせ（器）013

令和3年2月26日

特定器材マスターの改定について

今般、令和3年2月26日付け厚生労働省告示第57号に基づき、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、令和3年3月1日であることから、令和3年2月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

また、同号に基づく材料価格変更については、令和3年4月1日から適用のため、当該材料価格基準に係る特定器材マスターの公表は、令和3年3月を予定しています。

内容については別紙をご確認ください。

記

- 1 新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：6コード）
- 2 特定器材名称の変更（変更区分「5」：1コード）

別紙_特定器材マスター登録内容の一部変更（令和3年3月1日適用）

別表番号	区分番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	金額種別	金額	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
01	007	710011119	携帯型ディスポーザブル注入ポンプ（特殊型）	1	3,240	3		新設		
02	019	710011120	携帯型ディスポーザブル注入ポンプ（特殊型）	1	3,240	3		新設		
02	134	710011121	人工血管（短期使用型）	1	84,100	3		新設		
02	209	710011122	吸着式血液浄化用浄化器（閉塞性動脈硬化症用）	1	91,600	3		新設		
08	001	737810000	インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器（標準型）			5	特定器材名・規格名	インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器（標準型）	インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器	
							基本漢字名称	インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器・標準型	インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器	
08	001	710011123	インスリン製剤等注射用ディスポーザブル（針刺事故防止機構付加型）	1	17	3		新設		
08	008	710011124	携帯型ディスポーザブル注入ポンプ（特殊型）	1	3,240	3		新設		